

平成 21 年度第 26 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 22 年 1 月 18 日（月）16 時 32 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

今年に入って第 1 回目の税制調査会を開会させていただきました。

先ほど申し上げましたように、専門家委員会の立ち上げと、トリガー税制についての確認をいただきましたので、これから早速、その作業に入っていきたいと思っております。

また、プロジェクトチーム（P T）も、立ち上げることだけ決めていますが、これは非常に他の領域とも関連しておりますので、どういう持ち方をするのかについては、この 4 人と、あと、古川副大臣と、これからも議論をしながら進めていきたいと思っております。

どうぞ。

○記者 専門家委員会並びに P T ですが、具体的な議論を始める目途というのは、いつごろを予定されていますでしょうか。

○峰崎財務副大臣

これは、大学の先生方は、今、ちょうど入学試験の真っ最中でなかなか集まりにくいというのがあって、今、日程を大至急調整しています。

やはり、先ほどもお話し申し上げましたように、神野チームというふうになりますので、そういう意味で、先ほどのいろいろな要望があったことを含めて、しっかりと先生方に 15 名以内で考えてもらおうというふうに思っておりますので、その点、今、日程を事務方に調整してもらったら、今週中に先生とお会いできるかどうかというような感じのようでした、なるべく今月いっぱい、1 月中にはスタートしたいということをおっしゃったので、間に合うように頑張りたいと思っておりますので、来週辺りに確認できればと思っております。

あと、小委員会はまだその下ですから、今、例えば納税環境の中で国税不服審判制度の問題とか、あるいは納税者権利憲章の問題などもかなり専門的に、さっき言った実務家のレベルで苦勞しておられることがありますので、そういう方々の意見を例えば小委員会でヒアリングするとか、そういうことはあっていいのかなと思ったりしていますが、まだこれは全く、小委員会のスタートは、親委員会がようやく今月いっぱいぐらいかな。それで、小委員会をスタートさせるとしたら、その了承を得て、3 人の大臣、あるいはこのメンバーと協議しながら小委員会を作っていきますし、この中には我々だけではなくて、税調の委員も必要な限り入っていきますので、そういう意味で言いますと、少し時間は遅れると思っております。2 月ぐらいになると思います。

ただ、菅大臣からは、番号制度は少し急いでくれと言われておりますし、少しこの点はやはり急がなければと思っておりますが、ただ、これは税だけの番号ですと失敗します。やはり社会保障とか、あるいは市民サービスとか、そういうものを入れてやらなければいけないかなと思っております。

○記者

暫定税率のトリガーですが、これは発動された場合の減収の補てんといいますか、国税の方はどうされるお考えかということと、あと、地方税の方で、小川政務官は先ほど補てんするということでしたけれども、これは具体的にどういうふうにするかということをお教えください。

○古本財務大臣政務官

1つには、ちょうど2008年4月の1か月間、いわゆる当時の暫定税率が下がったときの対応を参考にしながらも考えていくのだろうと思っておりますが、いずれにせよ、税収が年度の途中で急激に、かつ大きな金額で下がるということになりますので、その場合には何らかの措置をしていくということになるかと思っております。

○小川総務大臣政務官

今のところ、どういう形でという具体案があるわけではありませんが、2008年4月のときは特例交付金という形で埋めていますので、一つの参考になるのではないかと思います。

○記者

例えば国債発行とかそういう形になってこざるを得ないということなのですか。

○古本財務大臣政務官

これは税の世界で、今、提案しているのですけれども、当然、予算の方でどういう措置をするかということも政府全体で議論することになるのだろうと思っております。今の時点でこうしますということをお示す状況ではないということでございます。

○記者

軽油についてのトリガーですが、必ずしもガソリン価格とパラレルではないのかなという部分もあると思うのですが、その辺は何か問題が生じるというような懸念はないのでしょうか。

○小川総務大臣政務官

御希望でしたら後ほど資料をご覧いただきたいと思います。必ずしもパラレルではないと言いつつ、原油を原料としたこの辺の商品・製品の価格変動というものはほぼ連動しておりますので、小売統計というインフラがない以上、これに連動させてい

くというのが現実的ではないかというふうに考えています。

○記者

それ以外、方法はないということでしょうか。

○小川総務大臣政務官

現実にはそうですし、実害もないだろうと思っています。

○記者

これまで、こういった課税する対象の価格によって税率が変わる税制は今まであったのかどうかということと、この税率が業界に与える影響をどのようにお考えなのかということをお教えください。

○峰崎財務副大臣

その前に1点、関税の世界では豚肉の価格が急激に下がったとか、牛肉はどうだとか、ああいうものは結構ありましたので、比較的なじみがあるのですが、いわゆる内国税に関しては、これは今、古本政務官の方から答えていただきますけれども、初めてではないかと思えます。

○古本財務大臣政務官

内国税で、ある水準に何かが至れば税が下がる、あるいは復元するというものは、これまでになかったかと承知しています。今、峰崎副大臣からありましたように、関税の世界では現在もございます。

それから、業界への影響でございますけれども、皆様にお配りしている資料の3番目に書いておりますように、2008年4月に揮発油税が下がったときの一番の反省点は、ガソリンスタンドの皆様が高値で仕入れたガソリンを、市場の値下げ圧力により当然下がるだろうという、今日の分から下がっているのだろうということで、輸送タンクに入っている分がいつ仕入れたかなどということは、お客様は恐らく考慮していただけないので、下げざるを得なかったという中で、相当、皆さんがかぶられたということが一つの問題点だったと思うのです。

他方、出口で5月1日に戻った際にも、今度は逆に安値で仕入れた分を、結果的に5月1日付から暫定税率分が復活したということで、上乘せして売ることは物理的には可能だったわけです。タンクローリーで運んでいった油が、都心部ですと、回転が平均的などころですと大体10日間ぐらいで入っている。早いところは3日ではけたりするわけですがけれども、大体平均しますと、そういうことが物理的にできたのだろうと、これは推察をいたしております。

いずれにせよ、そういった混乱がこの揮発油税という税を原因にしてあったわけがありますので、3番で記載いたしましたように、手持ち品にかかる税の戻し、並びに手持ち品の課税を入口と出口でやれば、業界の皆様に対しては随分対策にはなるだろ

うというふうに思っていますし、このことは全石連を始め、小売の皆様の御意向も事前に伺っておりますが、この手持品課税並びに手持品還付、税還付ということができれば随分助かると伺っておりますので、今回、そのように措置をしたいというふうに思っております。

○記者

市場価格に連動して税率が決まるということで、ある程度の高水準になってくると、もう少しで税率が下がるんじゃないかという予見可能性が出てくると思うのです。その場合、例えば業者が、談合という言葉が良いか分かりませんが、結託して価格を上げるとか、そういうこともあり得ると思うのですが、それは制度としての欠陥だとお考えなのか、どうやってそれを防ぐおつもりなのでしょう。

○古本財務大臣政務官

これは、豚肉の差額関税でも、変な話、似たような話が後を絶ちませんで、ある水準にいけば税が下がりますとか戻りますという仕組みにする以上は、一種の動機にはなります。そのことまで、人の心の中までは私たちが分かりませんので、それはそういう動機が働く可能性はございます。

ただ他方で、ガソリンという国際商品が、為替の影響も多分に受けながら、専ら輸入をし、そして原油を精製し、そして市場価格を形成しているという現実を考えれば、2008年の高騰時には一部のコモディティにより、結果として世界全体の高騰を招いたわけではありますが、そういった大変大きな要素もある中で、果たして本当にそういうことができ得るのだろうかということも併せてよく研究しなければならないと思うのですが、御指摘の部分については、100%ありませんということは、今の時点でなかなか言い切れないと思います。事実、豚肉の差額関税でもそういった事案は後を絶ちませんので。

ただ、そういうことが事前に分かっておりますので、今回この仕組みを国会にお諮りをするに辺り、当然未然に防ぐさまざまな仕組みは何かないだろうかということは、部内では今、議論しているところでございます。

○記者

もう一つ、そもそもこの制度のねらいというのは何なのかというところなのですが、国民の生活負担の軽減のためなのか、あるいは物価水準を一定以上抑えるのがねらいなのか。

それと、この制度の議論は、突然年末に、党の要望に入ってきて、表の場の議論というのは一切なかったように思えるのですが、そこは透明化を謳ってきた税調としては、いきなりこんな税制が作られたことについて、どう思っていらっしゃるのかを含めてお願いします。

○古本財務大臣政務官

どう思っているか難しいところは峰崎副大臣にお願いして、技術的なところをお答えいたしますと、これまで揮発油税の暫定税率というものは、25円を上乗せした形で暫定税率というふうに呼んでまいりました。これは、今回、道路財源特例法がもうない現在、引き続いてそれ相当の本則を上回る、同水準を租特ではって、当分の間これを残すというしつらえにさせていただきます。

したがって、23年に環境税の議論をするまでの当分の間と読み替えができる大綱になっておりますので、これまでの間をつなぐ、いわゆる上乗せを引き続き残させていたいただいたということに対して、この間の、言わば暫定的な対応である措置を今回入れるということでありまして、恐らく国民生活を何とかするという観点だけが前面に出てきているというよりも、むしろあの状況の中で暫定税率を廃止するということを公約にしていた中で、率直に言って財源も苦しい中で、当分の間、残すとさせていただきますので、その間をつなぐ議論が油について今なされているわけでございます。

それをよく考えますと、今回の措置というものは、言わば次の議論をするまでの間の措置として、本当にガソリンが高騰したときに、全く何もしなくてもいいのだろうかということもありまして考えたということでございます。

○峰崎財務副大臣

今お答えになったところで大体意は尽くしていると思いますが、問題は税調の中でそういう議論が余りなかったのではないかとということですね。誰か一人ぐらいいたような気がいたしますけれども、内国税でこういう事例は今までなかったものですから、後から考えてみるとなるほどなど。一昨年ですか、4月に1か月間下げていますね、非常に高騰しているときに。そういう意味で、国民の皆さんに、ある意味では、今、古本政務官がおっしゃったように、1回は税が下がった実例を作っていて、そしてそれはまた異常な価格高騰期に当たっていたゆえに、やはり国民の生活を考えたときに、今は120円台まで下がっているけれども、また上がった場合にはそういうこともあっていいのではないかとということが、恐らく暫定税率を維持するということとの対応で、ただ皆さんも御存じのように、最後の段階になるとマニフェスト事項ということで、これを環境税へ振り替えるとか、あるいは5円か10円ぐらいは下げたらどうかとか、いろんな意見が錯綜していたときでございましたので、そうした中で1つのアイデアとして、これはなかなか、今、申し上げたような観点からひとつあり得る過渡的な措置なのかなというふうに我々も判断したということなんです。

○記者

この新しい暫定税率ですけれども、税調の中では、もうこれでいいということで今日決定したということによろしいですか。

○峰崎財務副大臣

はい。

○記者

この問題をめぐっては、与党と最後、二転、三転というのは変ですけども、去年の暮れにありまして、これはもう与党側もこの数字とこのスキームでよしとして、つまりこれが税法に盛り込まれると理解してよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

いいのではないのでしょうか。

○記者

トリガーの発動ですが、これはいわゆる物価統計で3か月該当要件を満たしたとされる月の翌月の一日に発動されるというイメージでよろしいのでしょうか。

○古本財務大臣政務官

要件を満たし、それを受けて大臣の告示があった翌月の一日です。ほぼ、即、大臣告示を出す予定にいたしております。

○記者

いわゆる今日議論のあったプロジェクトチームと専門家委員会の中の小委員会というのは、これはまた別の組織になるのですか。

○峰崎財務副大臣

はい。別の組織です。プロジェクトチームというのは、税調の中のプロジェクトチームです。ですから、本体会合の人を中心にして、政治家だけで構成する。これがプロジェクトチームです。

それで、小委員会は、税調のメンバーも入ることは可能だけれども、基本的には、専門家委員会の下に、特に、例えば国際課税だとか、あるいは企業結合の関係だとか、本当に難しい問題が結構ありますので、そういったことについてやるときには、そういう専門家を入れる。それは部外者から、場合によっては特別委員として指名しようと思っています。

かつて政府税調の中にもありましたね。何とか委員、何とか委員と3つくらいに分けて、そういう意味で、そこは機動的に対応できるようにしようと考えております。

○記者

基本的なことをお聞きしますが、トリガー税制の仕組みなのですけども、これは環境税の新しい枠組みができたなら、もうこれはやめてしまうのか、それは別として今、決めたような仕組みを続ける可能性があるのか。

○峰崎財務副大臣

これは私は個人的に、後で古本政務官にもお願いしたいのですが、私は余り長くこの制度は続けない方がよいのではないかと考えているのです。ですから、環境税で暫定税率問題についても一定の方向性が出たら、これはやはり、ある意味では解消する

というか、した方が私はよいと思っています。ただ、これはまだ、いろんな意見も、さっき2人とも過渡的と言ったでしょう。ですから、思いは多分同じなのだと思いますし、あとは古本政務官に譲りたいと思いますが、そういう意味では早く環境税を作って、この問題については、さっき質問があったように、年度途中で税収が不足したり、本当に大変な混乱というか、課税当局的に、あるいは予算的に大変大きな一定の混乱をもたらしますので、なるべくそういうことは避けた方がいいと私は思っております。これは私の見解です。

○古本財務大臣政務官

今、峰崎副大臣がおっしゃったとおりでありまして、今、立法作業をいたしておりますけれども、法律の中に、最終的には、現在の揮発油税のリッター24円30銭の本則税率に、当分の間、いわゆるかつての暫定税率相当分、約25円を乗せる租特をはりますという法律を書きます。当分の間ということ。

その法律が、規定の適用がある場合について、今、申し上げたトリガー条項がありますと、そういうしつらえに恐らくなりますので、ということは、上乗せ課税がある前提の場合、その上乗せ分が下がるというつくりになりますから、そもそもそういったものが別途リセットして、何か環境税、温暖化対策税というものにモデルチェンジをした暁には、恐らくこの議論は収斂していくのだらうと思っております。

○記者

もう一点、この税という部分よりは政策的な内容だと思うのですが、ガソリン及び軽油でこういった発動をしたときに、A重油も当然上がっていると思うのですが、それは税の議論とは別ですが、そのときにA重油への対応をどうするかというのは、現時点で議論されていますか。

○古本財務大臣政務官

A重油というのは、要するに原油を精製した結果、できたある油に、率直に言って色を付けてA重油と呼んでいるわけなのですが、今回の暫定税率相当分の上乗せを張っている話について、こういう条件を満たせば下げるといふものの対象は、法律の対象にいたしますのは、揮発油税、地方揮発油税並びに軽油引取税の3つでございます。

○峰崎財務副大臣

もっと言うと、灯油なんかどうするのだと、北海道に住んでいる方は思いますね。そういうのをいちいち価格も全部言ったら、これはさっき言ったように暫定税率を下げるという約束したこととの対応を考えていただいた方がいいのではないのでしょうか。

○記者

先ほど納税者番号について、菅大臣は急いでくれというふうにおっしゃっているということで、具体的に何月くらいまでにどうしてほしいというお話はあったのかということなのですが。

○峰崎財務副大臣

具体的にはいろいろおっしゃっていました。でも、ここではお話ししませんが、3つぐらいタイプを分けて検討してくれないかというふうにおっしゃっていました。

少し御披露しておきますと、これはその3つのタイプでいいかというのはあるのですが、1つは年金番号を使うタイプとして、アメリカが非常にその典型的な例でありまして、それからいわゆる住基ネットを使っているタイプというのものもあるだろう、お隣の韓国もそうですが、オランダなんかも市民番号という名前になっているそうですけれども、このタイプ。それから、全く新しく税だけで入った、去年2009年に入っただのがドイツです。

この3つぐらいに分けてみて、それがどういう使われ方をし、どういう影響を持ち、どれだけ金がかかり、どれだけ時間がかかるのかといったことを少し整理していただければというような話がありました。

ただ、その3つのタイプ分けでいいのかどうか、これもまた少しやらないといけないし、実は何よりも税だけで考えるのではなくて、やはり私たちは社会保障のことを中心に考えなければいけないと思っていましたので、そこは先ほど、詳しくはお話ししなかったのですが、古川副大臣の国家戦略局、仙谷大臣のところで全体をカバーしてもらいつつ、税の世界で言えば、今、申し上げたような観点が1つのポイントかと思って、大体、今、申し上げたようなことです。そうなるかどうかはわかりませんが。

○記者

この160円に設定した根拠なのですが、大綱に平均価格が、18年上半期とされていましたが、それよりも7円程度下がっていると、この根拠をもう少し説明していただけますか。

○古本財務大臣政務官

2008年の上半期の平均が167円でした。したがって、170円でも165円でも160円でもいいのだと思うのです。その上半期を少し参考にしてということでしたので、これは何か法則があって決まったということよりも、160円と判断したということなのです。

○峰崎財務副大臣

それでは、以上で終らせていただきたいと思います。また、本年もひとつよろしくお願いいたします。

[閉会]